

〔平成 30. 5. 18〕
参考資料 ①

福岡県国民健康保険運営協議会

(条例・規則)

平成 30 年 5 月 18 日

1. 福岡県国民健康保険法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法、国民健康保険法施行令及び算定政令において使用する用語の例による。

(福岡県国民健康保険運営協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項の規定による福岡県国民健康保険運営協議会は、委員十五人で組織する。

(福岡県国民健康保険運営協議会の委員)

第四条 前条の委員は、次の各号に掲げる者とし、知事は、当該各号に掲げる人数の委員を委嘱する。

- 一 被保険者を代表する委員 四人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 四人
- 三 公益を代表する委員 四人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 三人

(国民健康保険保険給付費等交付金の交付)

第五条 法第七十五条の二第一項の規定に基づき、県は、県内の市町村に対して、国民健康保険保険給付費等交付金（以下「保険給付費等交付金」という。）を交付する。

(普通交付金)

第六条 算定政令第六条第一項に規定する普通交付金は、当該年度における当該市町村の被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額を交付する。

(特別交付金)

第七条 算定政令第六条第一項に規定する特別交付金は、当該年度における次に掲げる額の合算額について、知事が別に定めるところにより交付する。

- 一 法第七十二条第三項の規定により、国が市町村の取組を支援するため県に交付する額のうち、当該市町村の取組に応じて交付する額
- 二 法第七十二条の二第一項の規定により、毎年度県が一般会計から福岡県国民健康保険特別会計（以下「国保特別会計」という。）に繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、市町村の国民健康保険財政に与える特別の事情を考慮して当該市町村に交付する額に充てる額
- 三 法第七十二条の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額及び法第七十二条の五第二項の規定により県が一般会計から国保特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額の合算額のうち、当該市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額
- 四 算定政令第四条第三項の規定により、国が災害その他特別の事情がある市町村が属する県に交付する特別調整交付金の額のうち、当該市町村の災害その他特別の事情に応じて交付する額

1. 福岡県国民健康保険法施行条例

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第八条 法第七十五条の七第一項の規定に基づき、県は、県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。

2 県は、年度ごとに各市町村から納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき納付金の額を算定し、規則で定めるところにより、当該市町村に対して通知するものとする。

3 前項の納付金の額は、算定政令、法に基づく厚生労働省令及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。

(医療費指数反映係数)

第九条 医療費指数反映係数は、零以上一以下の範囲内において知事が定める数とする。

(年齢調整後医療費指数)

第十条 年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第一号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数)

第十一条 一般納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 県に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第一号に掲げる額

二 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第二号に掲げる額

(一般納付金所得等割合)

第十二条 一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第十三条 一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第九条第七項第二号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第十四条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

- 一 県に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第一号に掲げる額
- 二 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第二号に掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第十五条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第十六条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十条第五項第二号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第十七条 介護納付金納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

- 一 県に係る算定政令第十一条第三項第一号に掲げる額
- 二 算定政令第十一条第三項第二号に掲げる額

1. 福岡県国民健康保険法施行条例

(介護納付金納付金所得等割合)

第十八条 介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十一条第四項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第十九条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十一条第五項第二号に掲げる数とする。

(その他の指数)

第二十条 知事は、第九条から前条までに掲げるもののほか、納付金の徴収に関し次の各号に掲げる数を定めるものとする。

- 一 一般納付金被保険者均等割指数
 - 二 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数
 - 三 介護納付金納付金被保険者均等割指数
- 2 前項に掲げる数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内の数とする。

(補則)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。 (注：平成28年10月11日施行)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2. 福岡県国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県国民健康保険法施行条例（平成二十八年福岡県条例第四十一号。以下「条例」という。）第二十一条の規定に基づき、福岡県国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第二条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、条例第四条第三号に掲げる公益を代表する委員として委嘱された委員のうちから、全委員の選挙によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第三条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

- 2 運営協議会の会議は、条例第四条各号に掲げる委員の各一人以上が出席し、かつ、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第四条 運営協議会の庶務は、保健医療介護部医療保険課において処理する。

(補則)

第五条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

2. 福岡県国民健康保険運営協議会規則

附 則

この規則は、公布の日から施行する。 （注：平成28年10月21日施行）

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

3. 福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県国民健康保険法施行条例（平成二十八年福岡県条例第四十一号。以下「条例」という。）第八条第二項及び第二十一条の規定に基づき、国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

(納付金の額)

第三条 条例第八条第二項に規定する各市町村の納付金の額は、当該市町村に係る次に掲げる額の合算額とする。

- 一 一般納付金額
- 二 後期高齢者支援金等納付金額
- 三 介護納付金納付金額

2 前項第一号の一般納付金額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 一般被保険者に係る一般納付金額（算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条に規定する一般納付金基礎額及び算定政令第十二条に規定する市町村別納付金加算額のうち一般納付金に係る加算額として知事が定める額の合算額から、算定政令第十三条に規定する市町村別納付金減算額のうち一般納付金に係る減算額として知事が定める額を控除した額をいう。）
- 二 退職被保険者等に係る一般納付金額（算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第八条に規定する退職被保険者等納付金調整額のうち一般納付金に係る調整額として知事が定める額をいう。）

3. 福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則

- 3 第一項第二号の後期高齢者支援金等納付金額は、次に掲げる額の合算額とする。
- 一 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等納付金額（算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条に規定する後期高齢者支援金等納付金基礎額及び算定政令第十二条に規定する市町村別納付金加算額のうち後期高齢者支援金等納付金に係る加算額として知事が定める額の合算額から、算定政令第十三条に規定する市町村別納付金減算額のうち後期高齢者支援金等納付金に係る減算額として知事が定める額を控除した額をいう。）
 - 二 退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等納付金額（算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第八条に規定する退職被保険者等納付金調整額のうち後期高齢者支援金等納付金に係る調整額として知事が定める額をいう。）
- 4 第一項第三号の介護納付金納付金額は、算定政令第十一条に規定する介護納付金納付金基礎額及び算定政令第十二条に規定する市町村別納付金加算額のうち介護納付金納付金に係る加算額として知事が定める額の合算額から、算定政令第十三条に規定する市町村別納付金減算額のうち介護納付金納付金に係る減算額として知事が定める額を控除した額とする。

（納付金額等の通知）

第四条 条例第八条第二項の規定による通知は、毎年四月十日までに、各市町村が納付すべき納付金の額及び次条に規定する納期ごとの納付金額を通知して行うものとする。

（納付金の納期等）

第五条 納付金は、年度ごとに九期に分割して徴収するものとし、その納期は次に掲げるとおりとする。この場合において、納期限が福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第百二十三号）第一条第一項に定める県の休日に当たるときは、その直前の県の休日でない日を納期限とする（次条において同じ。）。

- 一 第一期 前条の規定による通知の日から八月七日まで
- 二 第二期 八月八日から九月七日まで
- 三 第三期 九月八日から十月七日まで
- 四 第四期 十月八日から十一月七日まで

- 五 第五期 十一月八日から十二月七日まで
- 六 第六期 十二月八日から一月十日まで
- 七 第七期 一月十一日から二月七日まで
- 八 第八期 二月八日から三月七日まで
- 九 第九期 三月八日から三月二十五日まで

- 2 当該市町村が納期ごとに納付すべき納付金の額は、第三条に定める納付金額の区分ごとに、当該年度において納付すべき額を九で除して得た金額とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを第九期において納付すべき額に加算する。
- 3 市町村は、前項までの規定にかかわらず、納期の到来していない納付金の全額又は一部について繰り上げて納付することができる。

(納期限の延長)

第六条 知事は、市町村に対し、災害その他特別の事情により、当該市町村が前条第一項に定める納期限までに納付金の納付が著しく困難であると認める場合には、当該年度の末日までの間に限って当該市町村の納期限を延長することができる。

(一般納付金基礎額調整係数)

第七条 一般納付金基礎額調整係数は、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号。以下「交付金等省令」という。）第十条第一項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数)

第八条 後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数は、交付金等省令第十六条第一項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金基礎額調整係数)

第九条 介護納付金納付金基礎額調整係数は、交付金等省令第二十五条第一項第一号に掲げる数とする。

3. 福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則

(市町村別納付金減算額の算定)

第十条 算定政令第十三条第一号の規定により県が定める額は、同号イに掲げる数とする。

2 算定政令第十三条第二号の規定により県が定める額は、同号イに掲げる数とする。

(係数等の通知)

第十一条 知事は、第四条に規定する通知をするときは、併せて次に掲げる係数等を通知するものとする。

一 条例第九条に規定する医療費指数反映係数

二 条例第十一条に規定する一般納付金所得係数

三 条例第十四条に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数

四 条例第十七条に規定する介護納付金納付金所得係数

五 条例第二十条第一項各号に掲げる数

六 第七条に規定する一般納付金基礎額調整係数

七 第八条に規定する後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数

八 第九条に規定する介護納付金納付金基礎額調整係数

九 その他知事が必要と認める事項

(係数等の公表)

第十二条 県は、条例第八条第一項に規定する各市町村の納付金の額を算定した場合には、前条第一号から第八号までに掲げる係数等を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(補則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、納付金の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

4. 福岡県国民健康保険財政安定化基金条例

(趣旨)

第一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第八十一条の二第一項の規定に基づく福岡県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の運営については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、福岡県国民健康保険特別会計歳入歳出予算に定める額とする。

2 法第八十一条の二第四項の規定により市町村から財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）を徴収する場合における基金への積立ては、市町村が拠出金を納付する年度において行うものとする。市町村が拠出金を納付する時期までに拠出金の全てが納付されない場合も、同様とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、福岡県国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、法第八十一条の二第一項第一号に掲げる貸付金の貸付け、同項第二号に掲げる交付金の交付及び同条第二項の規定による取崩しを行う場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

4. 福岡県国民健康保険財政安定化基金条例

(償還方法)

第六条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第十四条第一項に規定する貸付けを受けた市町村は、借入総額について、当該借入れを行った年度の翌々年度の初日から当該日の属する年の二年後の年の四月一日の属する年度の末日までに償還を行うものとする。ただし、次条第一項の規定により償還期限が延期された場合又は市町村が第八条に規定する繰上償還を行う場合は、この限りでない。

(償還期限の延期等)

第七条 知事は、市町村に対し、災害その他特別の事情により償還に要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であると認めるものについては、貸付けを行った年度の初日の属する年の七年後の年の四月一日の属する年度の末日までの範囲内で貸付金の償還期限を延期することができる。

- 2 市町村は、償還期限までに償還金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により延滞金が納付された場合は、基金に編入するものとする。

(繰上償還)

第八条 知事は、貸付けを受けた市町村が知事の定める貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

- 2 貸付けを受けた市町村は、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

(交付の要件及び額)

第九条 知事は、法第八十一条の二第九項第二号に規定する基金事業対象保険料収納額が同項第三号に規定する基金事業対象保険料必要額に不足することにつき次に掲げる特別の事情があると認める市町村に対し、算定政令第十七条第二項及び第三項の規定により算定した額を交付するものとする。

- 一 国民健康保険の被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと
- 二 企業の倒産や主要な生産物の価格の著しい低下など地域の産業に特別の事情が生じたこと
- 三 前二号に類する国民健康保険の被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと

(拠出金)

第十条 各年度において知事が、法第八十一条の二第四項に基づき市町村から徴収する拠出金の総額については、県内の市町村に対して交付した基金事業交付金の額の総額の三分の一に相当する額とする。

- 2 前項の拠出金は、当該拠出金に係る交付を受けた市町村が負担するものとする。ただし、当該市町村の国民健康保険の運営に著しく支障が生じると知事が認める場合には、県内全市町村で負担するものとする。
- 3 前項ただし書の場合において、知事は、あらかじめ、県内の全ての市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、第一項の規定により市町村の拠出金の額を算定した場合には、市町村に対して拠出金の額及び拠出時期その他必要な事項を通知しなければならない。
- 5 市町村は、拠出時期までに拠出金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 第七条第三項の規定は、前項の規定により延滞金が納付された場合の処理について準用する。

(拠出金の徴収方法及び徴収期限の延期)

第十一条 拠出金の徴収は、当該拠出金に係る交付を行った年度の翌々年度において行うものとする。ただし、同年度において徴収することが困難であると認められる市町村については、徴収期限を延期することができる。

4. 福岡県国民健康保険財政安定化基金条例

(取崩し相当額の繰入れ方法及び繰入れ期限の延期)

第十二条 算定政令第十八条第一項の規定により取り崩した額の繰入れは、その取り崩した総額について、当該取崩しを行った年度の翌々年度の初日から当該日の属する年の二年後の年の四月一日の属する年度の末日までにおいて行うものとする。ただし、災害その他特別の事情により繰入れに要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であることにつきやむを得ない理由があると認められる場合は、当該取崩しを行った年度の初日の属する年の七年後の年の四月一日の属する年度の末日の範囲内で繰入れ期限を延期することができる。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間、第一条の規定の適用については、同条中「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第八十一条の二第一項」とあるのは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第六条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(処分の特例)

2 知事は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、第五条の規定にかかわらず、法附則第二十五条の規定による資金の交付の財源に充てるため、基金の一部を処分することができる。

5. 福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年福岡県条例第一号。以下「条例」という。）第十三条の規定に基づき、福岡県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(借入れの申請)

第二条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとする市町村は、当該年度の十二月末日までに、福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 基金事業貸付金限度額見込計算書
- 二 基金事業対象保険料収納見込額報告書
- 三 基金事業対象保険料必要見込額報告書
- 四 基金事業貸付金償還計画書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(貸付けの決定等)

第三条 知事は、前条の規定により提出された借入申請書等を審査の上、貸付金を貸し付けることが適当と認めるときは、貸付け及び貸付額を決定し、その決定の内容を当該市町村に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、貸付金の貸付けの目的を達成するために必要があるときは、決定に条件を付するものとする。

(貸付金の貸付け)

第四条 前条第一項の規定により貸付けの決定を受けた市町村が貸付金の貸付けを受けようとするときは、貸付金請求書（様式第二号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに貸付金を貸し付けるものとする。

5. 福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則

- 3 貸付金の貸付けを受けた市町村（以下「貸付けを受けた市町村」という。）は、直ちに福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借用証書（様式第三号）を知事に提出しなければならない。

（貸付事業実績報告）

第五条 貸付けを受けた市町村は、当該貸付けを受けた年度の翌年度の六月末までに、福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入実績報告書（様式第四号）に次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 一 基金事業貸付金限度額実績計算書
- 二 基金事業対象保険料収納額実績報告書
- 三 基金事業対象保険料必要額実績報告書
- 四 基金事業貸付金償還計画書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（貸付額の確定等）

第六条 知事は、前条の報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、貸付けすべき貸付金の額を確定し、当該市町村に対し通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた市町村は、確定後の貸付額により、直ちに福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金確定借用証書（様式第五号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による確定借用証書の提出があったときは、第四条第三項の規定により当該市町村から提出を受けている借用証書を返還するものとする。

（償還金の償還方法等）

第七条 貸付金の償還は、条例第六条に規定する償還期間（条例第七条第一項の規定により償還期限が延期された場合にあつては、延期後の償還期限までの間）において、知事が定めるところにより、分割して行うものとする。ただし、条例第八条に規定する繰上償還を行う場合は、この限りではない。

2 前項の場合における各年度中の納付期限は、福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則（平成三十年福岡県規則第十三号）第五条第一項各号に掲げる第一期から第九期までの各納期の末日（その日が福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第二十三号）第一条第一項に定める県の休日に当たるときは、その直前の県の休日でない日とする。）とする。

（償還期限等の延期）

第八条 貸付けを受けた市町村は、災害その他特別の事情がある場合において、条例第七条第一項の規定に基づき、償還期限又は前条第二項の納付期限（以下「償還期限等」という。）の延期を求めるときは、償還期限等の二十日前までに、償還期限等延期申請書（様式第六号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査の上、償還期限等の延期の可否及び延期を認める場合にあってはその期限を決定し、その決定の内容を当該市町村に対し通知するものとする。

（任意の繰上償還）

第九条 貸付けを受けた市町村が、条例第八条第二項の規定により貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰り上げて償還しようとする日の二十日前までに、繰上償還通知書（様式第七号）を知事に提出しなければならない。

（借入台帳の整備）

第十条 貸付けを受けた市町村は、福岡県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入台帳を整備しなければならない。

（交付の申請）

第十一条 法第八十一条の二第一項第二号に掲げる事業に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けようとする市町村は、当該年度の十二月末日までに、福岡県国民健康保険財政安定化基金事業交付金交付申請書（様式第八号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

5. 福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則

- 一 特別の事情等に関する調書
- 二 基金事業交付金所要見込額計算書
- 三 基金事業対象保険料収納見込額報告書
- 四 基金事業対象保険料必要見込額報告書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付の決定等)

第十二条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書等を審査の上、交付金を交付することが適当と認めるときは、交付及び交付額を決定し、その決定の内容を当該市町村に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、交付金の交付の目的を達成するために必要があるときは、決定に条件を付するものとする。

(交付金の交付)

第十三条 前条第一項の規定により交付の決定を受けた市町村が交付金の交付を受けようとするときは、交付金請求書（様式第九号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付事業実績報告)

第十四条 交付金の交付を受けた市町村は、当該交付を受けた年度の翌年度の六月末までに、福岡県国民健康保険財政安定化基金事業交付金実績報告書（様式第十号）に次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 一 特別の事情等に関する調書
- 二 基金事業交付金所要額精算書
- 三 基金事業対象保険料収納額実績報告書
- 四 基金事業対象保険料必要額実績報告書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第十五条 知事は、前条の報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき交付金の額を確定し、当該市町村に対し通知するものとする。

(拠出金の額の算定)

第十六条 条例第十条第一項に規定する拠出金の総額は、前条の規定による確定後の交付金の額により算定するものとする。

2 条例第十条第二項ただし書の場合における各市町村の拠出金は、当該市町村の一般被保険者（法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。）の数その他の客観的な指標により算定するものとする。

(拠出時期)

第十七条 条例第十条第四項に規定する拠出時期は、条例第十一条に規定する年度の十二月二十八日（その日が福岡県の休日を定める条例第一条第一項に定める県の休日に当たるときは、その直前の県の休日でない日とする。）とする。ただし、条例第十一条の規定により期限が延期された場合は、この限りでない。

(貸付金及び交付金の額の減額等)

第十八条 知事は、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受ける市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村に対する貸付金若しくは交付金の額を減額し、又は貸付け若しくは交付を行わないこととすることができる。

- 一 貸付金又は交付金の額が不当に過大に見込まれていると認められるとき。
- 二 偽りその他不正の手段により、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けようとしたとき。
- 三 この規則に規定する貸付け又は交付に係る手続を怠ったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

5. 福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則

- 2 知事は、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村に対する貸付金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させ、又は交付金の全部若しくは一部について交付決定を取り消すことができる。
- 一 不当に過大な貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けたことが判明したとき。
 - 二 偽りその他不正の手段により、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けたことが判明したとき。
 - 三 前項第三号に該当したとき。
 - 四 貸付金又は交付金を国民健康保険財政の不足額を補充する目的以外に使用したとき。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

(報告及び調査)

第十九条 知事は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村に対し、この規則に定めるもののほか、貸付金又は交付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができるものとする。

(貸付金又は交付金の返還)

- 第二十条** 知事は、第六条第一項又は第十五条の規定により貸付金又は交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える貸付金の貸付け又は交付金の交付が行われているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、第十八条第二項の規定により、交付金の全部又は一部について交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第二十一条 貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村は、貸付金又は交付金の返還を命ぜられ、これらを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。ただし、当該延滞金の金額が十円未満であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により延滞金が納付された場合は、基金に編入するものとする。
- 3 第一項の場合において、当該返還を命ぜられた貸付金又は交付金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 4 第一項に定める延滞金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても三百六十五日当たりの割合とする。
- 5 前二項の規定は、条例第七条第二項及び条例第十条第五項に定める延滞金の額の計算について準用する。

(取崩しの場合の市町村通知等)

第二十二条 知事は、法第八十一条の二第二項の規定により基金を取り崩したときは、その取り崩した総額について、全ての市町村に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、当該取崩しを行った年度の翌年度の九月末日までに、福岡県国民健康保険財政安定化基金繰入計画（当該基金取崩し総額につき、条例第十二条の規定により繰入れを行う年度ごとの繰入れ額等を定めた計画をいう。次項において「繰入計画」という。）を定めるものとする。
- 3 知事は、繰入計画を定め、又はこれを変更したときは、全ての市町村に通知するほか、福岡県国民健康保険法施行条例（平成二十八年福岡県条例第四十一号）第三条に規定する福岡県国民健康保険運営協議会に報告するものとする。

(補則)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。（注：平成30年5月1日施行）